

新型コロナウイルス関係 5.18㊦

令和2年5月18日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰
公衆衛生担当理事 今井 一登

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言について

新型コロナウイルス関係の情報をお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

日本医師会新型コロナウイルス感染症対策本部長
横倉 義武
日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 范 敏

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（公示の全部変更）について

令和2年5月4日、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、引き続き全都道府県を緊急事態宣言に基づく緊急事態措置の対象地域とすること、また、同措置を実施すべき期間を令和2年5月31日まで延長することを決定し、同宣言に関する公示の全部を変更する旨、公示されました。

なお、これに伴い、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の一部を変更し、令和2年5月7日より適用する旨、公示されております。

同対処方針においては、軽症者等に対する宿泊療養等、地域外来・検査センター（仮称）の設置など、前回の変更移行に講じられた対策等を反映させるとともに、感染が疑われる医療従事者や入院患者などに対するPCR検査の実施、手術や医療的処置前などに、当該患者に医師の判断でPCR等検査を実施できる体制の整備など、院内感染対策の強化について明記されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、関係医療機関等に対する周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

【緊急事態措置を実施すべき期間および区域】

○緊急事態措置を実施すべき期間

令和2年4月7日（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県以外の道府県は同月16日）から5月31日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第5項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

○緊急事態措置を実施すべき区域

全都道府県の区域とする。